

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	砂防等事業（緊急防災対策砂防事業）				
地区名	にしのうらさわ 西之浦沢				
事業箇所	ちたぐんみなみちちようおおあざとよはま 知多郡南知多町大字豊浜地内				
事業のあらまし	<p>知多郡西之浦沢は南知多町大字豊浜に位置し、保全対象として市町村道及び人家 29 戸を抱える土石流危険溪流である。</p> <p>土石流による土砂災害から人命財産及び公共設備を守るため、砂防堰堤を整備し、土砂災害対策を推進する。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村道及び人家 29 戸を土砂災害から保護することを目標とする。 <p>【副次目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 				
計画変更の推移		再評価地（1回目） (2020)	再評価時（2回目） (2025)	変動要因の分析	
	事業期間	2015～2025	2015～2030	用地交渉の難航	
	事業費（億円）	2.1 億円	2.1 億円		
	経費内訳	工事費	1.4 億円	1.4 億円	
		用補費	0.3 億円	0.3 億円	
		その他	0.4 億円	0.4 億円	
事業内容	砂防堰堤工 1 基	砂防堰堤工 1 基			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全対象を土石流から保護する必要がある。 <p>【再評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全対象に変化はない。 <p>【変動要因の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業着手から必要性について変化はないため。 			

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】															
			2015	～	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	合計	
	工種区分	調査・設計	←														
		用地補償				←											
		工事															
		1号砂防堰堤										←					
	事業費(億円)	前回計画		0.45		1.65											2.10
		実績		0.45		0.20											0.65
		今回計画		0.45		0.20						1.40				1.45	
		【進捗率】															
		これまでの計画に対する達成状況			全体進捗状況												
		計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	達成率(%)【②÷③】											
	事業費(億円)	2.10	0.65	31%	2.10	31%											
	工事費	1.40	0.00	0%	1.40	0%											
	用補費	0.25	0.20	80%	0.25	80%											
	その他	0.45	0.45	100%	0.45	100%											
	【施工済みの内容】																
	なし																
	2) 未着手又は長期化の理由	・計画地の地権者から事業について理解が得られず、用地買収が難航したため。															
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 ・なし 【今後の見込み】 ・工事着手し2030年には完了する見込みである。															
	判定	B A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける） ○これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。															
		【理由】 今後、速やかに用地交渉、工事着手することにより、計画通りの完成が見込まれるため。															
III 対応方針																	
	継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。															
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																	
	■対象（事業完了後 5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 ・該当なし 【主な評価内容】 ・砂防堰堤や保全対象の状況から、事業効果を確認する。																